

稲城市告示第93号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、下記及び別紙のとおり電線共同溝を整備すべき道路として指定したので、同条第4項前段の規定によりその旨を公示する。

令和8年8月17日

稲城市長 高 橋 勝 浩

記

1 路線名及び区間

路線名	区間
市道東長沼2113号線	東長沼2570番1地先から百村1439番地先まで
市道東長沼2114号線	東長沼2587番地先から東長沼2587番地先まで
市道東長沼2115号線	東長沼2583番地先から東長沼2587番地先まで
市道東長沼2116号線	東長沼2564番1地先から東長沼2594番地先まで
市道東長沼2117号線	東長沼2594番地先から東長沼2604番地先まで
市道東長沼2118号線	東長沼2588番地先から百村1439番地先まで
市道東長沼2119号線	東長沼2604番地先から百村1432番地先まで

2 指定した日 この告示の日